

性の多様性に対応する人権教育についての考察

―大学教育への提案―

工学部准教授 魚橋 慶子

はじめに

本研究では典型的な男性・女性の枠に当てはまらない人達へも配慮した、人権教育について考察する。特に大学生に対する教育方法の提案と、大学生・教職員の人権へ配慮した大学組織づくりについての提案を行う。

1999年6月、男女共同参画社会基本法が日本において成立した。同法の成立と前後し、男女共同参画社会に対応するための組織が各地の高等教育機関で設置された。東北学院大学（以下、本学）では、大学の理念・目標に男女共同参画という言葉が見当たらないものの、セクシャルハラスメント対策委員会・セクシャルハラスメント相談員の設置により性に関する問題の解決が図られている。しかし本学に限らず、性別二元制（個々の人間の性別が男性・女性いずれかに属するという考え。性別二元論、性別二分制（論）とも言われる。）を基に男女共同参画社会対策およびセクシュアル・ハラスメント対策を立てる傾向がある。そこで本文では、性別に男性・女性の間があることの説明、中間的性別の人達に降りかかる差別例、性の多様性についての教育実践例、性の多様性に対応する大学組織についての提案を行う。セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）にのみならずセクシュアル・マジョリティ（性的多数者）にも役立つ提案である。

第1章 性の多様性（性のグラデーション）

本章にて、性別に男性・女性の間があることを説明する。個々の人間の部位別に性別が現れることを特に説明する。文献1、2、3、4、5を参考とした。

個々の人間の性別は出生時の性器の状態から決定されることが多い。しかし性器の性別とは異なる性別を自認する者がいる。他にも体・脳・心の様々な部分にそれぞれ異なる性別が、ひとりの人間に対して認められることがある。この事実は「性の多様性」とよばれる。したがって人間の性のありかたを列挙すれば、男性から女性までの連続した状態が現れる。この事実は「性のグラデーション（性の段階性）」とよばれる。性の多様性から性のグラデーションが生まれ、逆に性のグラデーションから性の多様性が露見する。それゆえこれらの語句はしばしば同義に扱われる。

性の多様性（性のグラデーション）について解説した資料を以下に示す。平成20年度本学新

入生オリエンテーションキャンプにおいて、筆者が工学部機械知能工学科1年生へ配布した資料である。資料中の語句それぞれの定義は、医学用語として概ね定まっている場合もあれば定まっていない場合もある。本資料以外にも目を通すことを読者へ勧める。

セクシュアル・ハラスメント防止について補足資料

(2008年4月8～9日オリエンテーションキャンプ)

工学部機械知能工学科 1学年グループ主任 魚橋慶子作成

性別は十人十色 ～でも、似てる?!～

セクシュアル・ハラスメント防止のために「両性を理解しよう」と言われます。しかし「両性」とは何でしょうか。「男性」と「女性」でしょうか。近年は「各性」という言葉が使われ始めました。例えば、性器や性腺が男女一方の型に統一されていない人たち（インターセックス（半陰陽）、心と体の性別が一致しない人たち（性同一性障害）、同性愛の人たちも含めた「性の多様性（性のグラーション）」を表すために使われる言葉です。性別はまさに十人十色です。「両性」のみではなく「各性」を尊重することが真のセクシュアル・ハラスメント防止策と言えます。

さて、このようなセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）ではなくても、考え方や能力が多くの同性と食い違うことがしばしば見られます。「男だが保育士になりたい」・「女だがプロ野球選手になりたい」・「大学に入学したら異性が多い学科だった」・「地図が読めない男」・「話が聞けない女」・・・考え方や能力の型も含めると百人百色です。それなのに外見および考え方が異なる者同士でも何らかの類似点があります。外見から先入観を持たず色々な人たちとコミュニケーションを取り類似点・相違点を個々に認め合うことが、各性そして各人の尊重への第一歩となるでしょう。

参考までに人間の性的特徴を分類します。各性について考える手掛かりとしてください。

<形態的な性別について>

1. **染色体**： XX型，XY型，XXY型などがある。「女性はY染色体を持たない」，「男性はY染色体を持つ」と言われることもあるが，必ずしも役所へ登録された性別とY染色体の有無は一致しない。
2. **性腺**： 卵巣（女性型）と精巣（男性型）がある。卵巣と精巣のいずれか一方を持つ者が多いが，双方1個ずつ備える者も存在する。
3. **内性器**： 卵管，子宮，膣などが女性型である。精巣上体，精管，精囊などが男性型である。必ずしも，性腺の性と一致しない。
4. **外性器**： 陰核，大陰唇，小陰唇などが女性型である。亀頭，陰茎，陰囊などが男性型である。必ずしも性腺の性および内性器の性と一致しない。陰唇と陰茎の区別がつかない形態の場合などもある。
5. **性的二型核**： 女性型と男性型で大きさなどが異なる脳の神経核である。複数存在するが，それぞれ必ずしも性腺の性，内性器の性，外性器の性，および第二性徴の型と一致しない。
6. **脳梁**： 左脳と右脳を繋ぐ脳内器官である。脳梁膨大部が大きいのが女性型，小さいのが男性型である。必ずしも，性腺の性，内性器の性，外性器，性的二型核の性と一致しない。

(注意)

性的二型核や脳梁などの性別は、性腺の性別との因果関係がない。なぜなら、性腺の性別がY染色体の有無に深く関係するのに対し、脳内器官の性別は、受精卵成長過程のある時期において母体から浴びせられるホルモンの分泌状態により主として決定されるからである。内性器と外性器の性別は、受精卵成長過程のある時期における精巣からのホルモン分泌状態により決定される。ゆえに、脳内器官の性別は、性器の性別と無関係に決定される。

<内面的な性別について>

7. **性自認**： 自らが認識する自己の性別である。性器に違和感を持たない者は、性器の性別を自認する傾向にある。自らの性器に違和感を持つ場合は、性器と異なる性別を自認することがある。加えて幾つかの条件を満たせば、性同一性障害とみなされる。性的二型核の中に性自認に関連する核があるとされているが、明確な因果関係は明らかでない。また性自認を定めることが困難な者や、定めようとしめない者もいる。
8. **空間認知および言語認知に関する性差**： 脳梁が小さい場合、脳の各部位が独立に機能するため、空間認知能力が高くなると考えられている。(空間認知能力が高い型の脳は空間脳とよばれる。)一方、脳梁が大きい場合、脳の各部位が影響し合いながらはたらき、言語認知能力が高くなると考えられている。(言語認知能力が高い型の脳は言語脳とよばれる。)空間脳は男性に多くみられ、言語脳は女性に多くみられる。しかし外見上の性と一致しない者および中間的な脳の者は数割ずついるとも言われる。
9. **性指向性**： 性指向性(恋愛の対象)が異性の場合、異性愛(ヘテロ・セクシュアル)とよばれる。性指向性が同性の場合、同性愛(ホモ・セクシュアル)とよばれる。外性器などの性別ではなく、性自認上の性別を基準とする。同性と異性の双方へ性指向を持つ場合、両性愛(バイ・セクシュアル)とよばれる。性的二型核の中に性指向性に関連する核があるとされているが、明確な因果関係は明らかでない。

<形態的でも内面的でもない性別について>

10. 役所へ登録された性別

出生時に外性器が男性型に見えれば男性、そうでなければ女性とされる傾向がある。

上記10項目は性差の説明のためしばしば取り上げられる特徴である(性差が統計上みられる特徴は他にも存在する)。なお項目8. 空間認知および言語認知に関する性差は、性差の科学に関する文献において頻繁に扱われる(文献3、4)。しかし人権教育に関する文献で解説される性の多様性(性のグラデーション)構成要素としては、取り上げられないことが多い(文献1、2)。空間・言語認知の性差が体格・性自認の性差に反する者を、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)に含めないからであろう。

セクシュアル・マイノリティの人口比は定かでない。しかし比率調査の例として「埼玉医科大学倫理委員会「性転換治療の臨床的研究」に関する審議経過と答申(平成8年7月)」より一

部抜粋する。

米国の研究によれば、成人男性の24,000-37,000人に1人、女性の103,000-150,000人に1人くらいの割合で性同一性障害が存在するといわれるが、実際の数把握しにくいこともあり、不明である。治療を求めているものはおおよそ男性では30,000人に1人、女性では100,000人に1人くらいとみなされ、それによると米国では4,029名との計算もある。その計算でいくと日本にも2,200人から7,000人程度の数の存在が想定される。しかし、実際にはこの10倍くらいとの推定もある。

河北新報「「性別不明」の悩み理解して／仙台であす講演会／当事者が現状紹介」（2004年7月16日）からも抜粋する（抜粋文中のTHCは、仙台市の民間非営利団体（NPO）「東北HIVコミュニケーションズ（THC）」を指す。）。

半陰陽は生まれつき男女両性の生殖器を持っていたり、染色体や性器の大きさ、形について性別がはっきりしなかったりなどの特徴がある。国内では2000人に1人の割合で存在するといわれるが、「社会的に存在が隠されている状態」（THCの小浜耕治代表）。医療機関から外科手術で性別を明確にするよう勧められることが多いという。

半陰陽者・性染色体異常者の人口比は性同一性障害者の人口比より多いといわれるにもかかわらず、上述記事の事実がある。

第2章 中間的性別の人達に降りかかる差別例

典型的な男性・女性の枠に当てはまらない状態を、本研究では中間的性別とよぶ。狭義には第1章に挙げた性的特徴が男性型・女性型のいずれかに統一されていることを表す。広義にはそれらに加え趣味・感性が同性の多くと一致することを表す。身体的な性が男女の中間に位置する性は医学用語では間性とよばれる。「半陰陽」は間性の一種である。しかし間性の定義には内面的性別が考慮されない（文献6）。ゆえに内面的性別も考慮するとき、筆者は中間的性別という語を使用する。

まず狭義の中間的性別の人達、特にセクシュアル・マイノリティに関する差別の例を挙げる。

本学学生の中には同性愛者を揶揄する発言をする者がいる（筆者が直接耳にした。）。発言した学生たちによれば、その発言を悪気なくしたとのことである。筆者の前任校6校のいくつか

では、セクシュアル・マイノリティの者が在籍していた。ある者は、級友からいじめられることを教職員へ相談していた。「自分は同性愛なのか？」と考える者もいた。また、優しい口調で話す者が「オカマみたい」とからかわれることがあった。優しい口調は個性であることや、オカマという語は同性愛者に不快感をもたらすことがあることを、双方へ注意した（からかわれた者の性指向性は未確認である。）。

教育現場の内外における具体的事象については、文献1が詳しい。当事者の体験談である文献2なども参考となる。いじめ体験の他、トイレ・更衣室の男女分けに戸惑う、就職先を見つけ難い、社会制度がセクシュアル・マイノリティに対応していないという問題は、多数の文献にて指摘されている。

男女共同参画に関する問題点を挙げよう。理科系教員を公募する際、「男女共同参画に配慮した採用を行う」と公募要項に明記する大学が現れた。筆者の属する理工系学会誌の求人欄によると少数派ではある。国立大学に多いが私立大学にもある。業績が同等ならば女性を優先して採用するという意味であり、男女共同参画社会基本法が根拠とされる。しかし性同一性障害者らにとっては、履歴書へ性別を書くという苦勞を強いられたり、表向きの性別で採否が決定される可能性があったりする点で、人権侵害の可能性がある。マイノリティに限らず、育児・介護で苦勞しながら研究する者が、男性というだけで不利に扱われる矛盾もある。

さて中間的性別を広義に捉えよう。セクシュアル・マイノリティと限らない人達でも趣味・感性が同性の大勢と異なる場合に起こる問題点について述べる。近年「女の感性が企業経営に必要」という声が頻繁に挙げられる。しかし女の感性と言われる事柄の中に、医学的に女性特有だと言えないことが多数あると考えられる。女の感性を求めて女子学生を採用する企業が増えれば、女の感性とされる感性を持つ男子学生は職業選択の自由が侵害される。裏を返せば、男性の感性とされる感性を持つ女子学生も職業選択の自由が侵害される。これは男女二元制がセクシュアル・マイノリティのみならずセクシュアル・マジョリティにも不利となることの例である。

教員公募や企業採用に関する上述の内容は、大学生・大学院生らが就職活動で直面することである。男女共同参画社会基本法の解釈を性の多様性の側面から研究する必要があるだろう。

第3章 教育現場における実践例

本章では教育現場における人権教育へ性の多様性を取り入れた例を紹介する。

大阪府立大東高等学校では、性の多様性を生徒へ説明するためのパンフレットを作成している（文献7）。「[両性]から[各性]へ」という題を用い、人間を男女の両極に二分することには無理があることや性同一性障害についてなどを解説している。そしてこれらに関する悩みを

持つ生徒が気軽に相談できるよう促している。B4判両面印刷のセクシュアル・ハラスメント防止パンフレットに加え、B5判両面印刷の性の多様性パンフレットを作成している。なお同校教諭を招き、大阪府立工業高等専門学校ではセクシュアル・ハラスメント防止に関する教職員向け講習会が開催された。筆者はその講習会に出席した際、各性という語を知った。ただし「両性」・「各性」という語をインターネット検索サイトGoogleで（2008年11月12日に）それぞれ検索し本来の意味でヒットした件数は、前者について数十件以上であり、後者についてほぼ0件であった。

セクシュアル・ハラスメント防止策の一環としてセクシュアル・マイノリティについて言及する資料は、大学においても作成されている。筆者の知る資料を紹介する。

専修大学ホームページに掲載されている資料では、「セクシュアル・ハラスメントになりやすい行為、不快に思われる行為」として次が挙げられている（文献8）。

相手の容姿、体型、性的経験や特定のセクシュアリティ（※を茶化したり、冗談めかして話題にする）。

（※セクシュアリティというのはその人の性的な感情の持ち方のことです。中でも同性愛や、自分自身の性別に違和感を持ち時には性別を変えたいとする性同一性障害、自分のアイデンティティの維持のために異性の服装をまとう異性装などが茶化しの対象とされ易い状況があります。）

ブス、ダイコン足、ぺちゃパイなどと言う。

童貞、禿げなどと言う。

容貌の評価を話題にしたり、品定めするような目で人を見る。

もてないなどと言う。

「ホモねた」などで同性愛を嘲笑する。

「男のくせに女みたい」「女のくせに男みたい」などと言う。

遊び好き、すぐ寝る、誰とでも寝るなどと言う。

女子がいると明るくなる、可愛い子がいるとやる気が出る等と言う。

甲南大学教職員向け学生相談Q&A冊子には、性同一性障害についての解説がある（文献9）。大学生自身の活動例として、三重大学学園祭、北陸学院短期大学では性の多様性をテーマの1つとした年度があった。

小学生へもセクシュアル・マイノリティについての情報が流れている。塩釜人権擁護委員協議会・仙台法務局塩釜支局が2007年度に管内の小学生へ配布した人権啓発用ティッシュペーパーには、種々の差別防止についての記載がある。記載内容は次の通りである。

-
- ・女性の地位を高めよう
 - ・子供の人権を守ろう

- ・高齢者を大切に作る心を育てよう
- ・障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- ・部落差別をなくそう
- ・アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ・外国人の人権を尊重しよう
- ・HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- ・刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ・性的指向を理由とする差別をなくそう
- ・ホームレスに対する偏見をなくそう
- ・性同一性障害を理由とする差別をなくそう

セクシュアル・マイノリティらの声を公的機関が受け止めた点、ならびに小学生へも啓発しようとする点は評価できる。しかし女性差別、同性愛（性的指向）差別、性同一性障害差別が別々の事項として扱われている。互いに関連する事項であるにもかかわらず別個に扱われ、差別防止対策が連携していないことが顕著に現れている。半陰陽についての記述もなく、第2章の河北新報抜粋のとおり「社会的に存在が隠されている状態」が見て取れる。なお上記啓発強調事項は法務省人権擁護局が全国的に啓発する事項である。宮城県外、たとえば大阪府教育委員会は大阪府立学校の生徒・学生へ2006年度に注意を促している。

授業に取り入れる例を挙げる。京都女子高等学校では、ジェンダーについての総合学習へセクシュアル・マイノリティを取り上げた実績がある。女子校（男子校）へ体型が男（女）の性同一性障害生徒が通学できるかどうかを、同校教諭が研究したこともある（文献10）。いくつかの大学では、セクシュアル・マイノリティの当事者がジェンダー論授業のゲストスピーカー・特別講師などに招かれている（三重大学、立教大学、専修大学、埼玉女子短期大学、四国学院大学、明治学院大学、横浜市立大学（順不同））。

本章最後に大学での研究例について述べる。

大阪大学大学院人間科学研究科ではセクシュアル・マイノリティの子供達のおかれた環境を改善するための調査・研究がおこなわれている。ホームページに、セクシュアル・マイノリティやそうでない人達のアンケート調査結果が挙げられている。そこには男女にこだわる学校教員・教育についての不満の声がある（文献11）。

ジェンダーやセクシュアリティに関する学際的研究、すなわちクィア研究も始められた。人権を云々する以前にセクシュアリティ自体についての深い理解が必要なため、クィア学会が設立された（文献12）。近年、文部科学省科学研究費の細目の1つとしてクィアが挙げられるなど、

性の多様性へ国も着目し始めた。

第4章 筆者の実践例

本章では人権教育へ性の多様性を取り入れた筆者の例を挙げる。

第1章に挙げた資料を本学工学部機械知能工学科1年生へ配布し、セクシュアル・ハラスメント防止についてと性の多様性についての説明を約10分間行った。性の多様性についての説明を本学入学以前に受けたことのある学生に挙手を求めたところ、挙手したものは皆無であった。その直後、セクシュアル・ハラスメント防止についての説明を本学入学以前に受けたことのある学生に挙手を求めたところ、挙手したものは少数であった（約140名中5名以下であったと記憶している。）。配布資料はA4判用紙に両面印刷されたものである。配布資料の内容を正確かつ簡略でわかりやすくまとめ直すことが、今後の課題である。

筆者は工業高等専門学校5学年ならびに大学理工学部2年生の確率統計学の授業を担当した経験がある。統計学の分野では「検定」という概念を扱った。検定とは大雑把に言えば、2つのデータ集合の特徴（平均など）が異なるものか否かを判断することである。2つのデータ集合が異なる特徴を持つことを統計学的に導いた（「有意に異なる」と表現される）としても、データを人間に関連付ける場合には大きな注意が必要であると、受講者へ説明した。特に男女の特徴を比較する際は、「有意水準5パーセント」程度では社会的性差を取り払った生まれつきの性差が現れない場合があると注意した。なお大学2年生を対象とする確率統計学教科書作成の際、推定・検定の章において男性・女性の性質を比較する例題を作成しなかった（文献13）。

第5章 大学教育への提案

本章では本学または他大学における、性に関する教育について注意すべき点を提案する。まず一般教養として、人権問題の一環として、セクシュアル・マイノリティや性の多様性について学生が学ぶ機会を、大学組織として設けることである。現状ではセクシュアル・ハラスメント防止が多くの大学にて組織ぐるみで実施されている。セクシュアル・マイノリティ・ハラスメント防止対策を別途行うよりは、どちらも性に関するものとして、セクシュアル・ハラスメント防止対策に組み込むのが学生にとって理解しやすいと思われる。なおセクシュアル・ハラスメント防止の「ついで」にセクシュアル・マイノリティに触れるのではなく、マイノリティとマジョリティの皆にとって有益なこととして取り上げ、マイノリティへの特別視およびマジョリティが感じる嫌悪感を減少させるとよいと考えられる。

本学は教員免許状取得のためのカリキュラムを持つ。性指向性・性同一性障害という語を見聞きする小学生がいることは、第3章で述べたとおりである。小学校・中学校・高等学校の教

育現場へ人材を送り出す本学は、性指向性・性同一性障害について学生へ理解させる義務があるだろう。現在の小学生が数年後本学へ入学することを待たずしても、本学教職員自身が性の多様性について知り、あらゆる学生に対応できることが必要であろう。

セミナー・卒業研究などの授業でも、旧来の男女二元制的なジェンダー論ではなく、性の多様性へ配慮したジェンダー論を扱うとよいだろう。夫婦と限らない同性カップル「夫夫」・「婦婦」に対応する社会制度について学生へ考察させるのもよいだろう。なお夫夫・婦婦という語は同性愛者がインターネットサイト上へ開設するブログなどでしばしば使われる。一般には使用されない語である。しかしカップルの状態をわかりやすく表現しているので、広めてはいかがだろうか。

教職員自身も、各所属での研究・教育・業務内容が各性の人権と関係付けられないか検討してはいかがだろうか。工学部・教養学部の理系研究室においても、機械システム・電気システムなどと人権保障システムとの間に関連があるか否か、研究してはいかがだろうか。特に平成21年度に発足する本学経済学部共生社会経済学科には男女二元制に固執することなく研究・教育をすることが望まれる。

さてセクシュアル・マイノリティの人権を保障するとき、しばしばセクシュアル・マジョリティらの反感を買うことがある。例えば関東地区にて性教育バッシングが起こった（文献14、15）。性教育バッシング自体は、小学校などでのいわゆる性教育に対する反感である。しかしセクシュアル・マイノリティに関連したバッシングも起こった。他方、関西地区ではセクシュアル・マイノリティに関することが人権教育として扱われる場合が目立ち、政治家の反感を報道資料・書物で見つけることは少ない。これらの差は、政治家が関東地区に多く住んでいることも一原因であろう。よってバッシングの多さが教育手法の「不手際」に直結はしないだろう。しかし東北地区で人権教育をすすめる際、参考となる事例である。

さらに補足する。セクシュアル・マイノリティは少数かつほぼ先天的な状態なので、自分に無関係だと思える者が多いであろう。しかし精巣の機能を事故等で失う男性もいる。不妊の原因を検査すると卵巣が無かった（が退化した精巣は有った）という女性もいる。セクシュアル・マイノリティに分類されないものの、空間認知能力が低いと自称する男性や、空間認知能力が高いと自称する女性は、しばしば存在する。健常者も身体障害者となる可能性があるのと同様に、セクシュアル・マジョリティもセクシュアル・マイノリティとなる可能性があると考えれば、セクシュアル・マイノリティや中間的性別を自分自身の問題として捉えることができる。この点を利用することは、学生全員に性の多様性を重視させるための一方法である。

第6章 大学組織についての提案

本章では本学組織づくり（あるいは他大学組織づくり）への提案を行う。第5章で、セクシュアル・マイノリティや性の多様性について学生が学ぶ機会を、大学組織として設けることを提案した。ここではその他の提案を行う。

男女共同参画社会へ対応した組織づくりが、本学以外の大学でしばしば実施される。本学においては男女共同参画社会を一步進め「性の多様性へ対応する社会」へ向けての組織づくりをすることを、筆者は提案する。性の多様性対応をセクシュアル・ハラスメント防止としてや、個々の研究室テーマとして扱うことは、すでに複数校で実績がある。しかし大学の一部ではなく大学組織全体として性の多様性へ対応することは皆無であろう。直ちに対応すれば、全国に先駆けて本学が「性の多様性へ対応する大学」となる可能性がある。

「組織的に対応する」とは何を指すかを、以下に説明する。

性別の記載が必要な文書に対し、嫌悪感を抱くセクシュアル・マイノリティは多いと言われる。セクシュアル・マジョリティの学生でさえ、男女の性質の統計的な隔たりが自身の性質としばしば食い違うならば、性別と種々の事柄を関連づける場面に嫌悪感を抱くことがある。ゆえに学生・教職員へ性別を記入させない書類や、気をつけながら記入させる書類について、学内規程・内規にできる限り明記することを、提案する。

さらに具体例を挙げる。アンケート調査に性別を問う項目を極力設けないことである。やむを得ず設けるときは「差し支えなければ性別を回答ください」との注意書きを必ず入れ、無回答を原則として許すこととするのはいかがであろう。近年「個人情報 は 目的外 に 使用 しない」との注意書きが種々のアンケート調査に見られる。それに準ずる頻度で性別回答への注意書きを行うべきであろう（文献16、17）。なお文献17に、男女別統計が必要だという考えとの兼合いについての記述がある。また男女二分を避けるために男性、女性、セクシュアル・マイノリティという3つの選択肢をアンケート項目とした団体があった。しかしセクシュアル・マイノリティにも男性や女性がいることや、性別を詳細に訊ねること自体に問題があることが指摘された経緯があった（文献16の著者、佐倉智美氏談）。選択肢の設け方にも注意するよう、全学的に注意を促してはどうだろうか。

他にも、本学受験生の写真票の性別欄は必要か、入学案内パンフレットへ詳細に男女別データを記載することは必要か、もし必要と判断するならば性別記載に嫌悪感を抱く者への配慮ができていないか、記載を希望する意見との調整ができていないかを点検し、本校入学前の生徒へも心労を掛けない注意が必要ではないだろうか。参考までに、本学学生が目にする書類の性別記載例を次に挙げる。

性別記載無し： 学生証、学生カード（新入生・G主任用）

性別記載有り： 学生カード（学生部・学生係保管用）、進路調査票（求職票）

もし性別記載についての検討を1度も行ったことがないならば、学生部、教務部、入試部、就職部などを中心に検討してはいかがだろうか。学外では次の例がある。

性別記載無し： 自動車運転免許証

性別記載有り： 健康保険証（共済加入者証）

また仙台市などの地方公共団体は公文書の種類により、性別記載を止めたり登録上の性別と異なる性別の記載を認めたりし始めた（文献18）。

性別記載以外の事項を考えよう。ある性別への差別・ハラスメント防止担当者として同じ性別の者を強制的には当てないよう全学で注意することを、提案する。たとえば、セクシュアル・ハラスメント相談員を男性・女性で構成することを明文化した大学がある。本学では「各キャンパスから最低1名の女性が選任されるように」との旨を明文化している。これらは相談員の意見が特定の性別に有利な意見に偏らないよう配慮された結果である。しかし男女二元制による結果でもある。よって相談員の性別ではなく相談員の能力に言及する規程に修正することを、提案する。「相談員をあらゆる性別に対応できるように選出する」などと書き換えれば、自らが男女のいずれかへ決めかねる者、または性自認は明確だが多くの同性と利害が対立しがちな者でも、相談員に採用され易くなる。相談する側にも安心感が生まれる可能性がある。また統計上の性差を外見上の性別に結びつけないことを、大学組織として明示することに繋がる。他の学内役職を決定する際も、性のありかたで役職を固定せず能力で役職を決定することが望ましい。また適任者を選んだ結果として役職者の性別が男女いずれかに統一されていても、能力で選んだことを学生へ周知し、学生の不安を和らげることが考えられる。

受験生向け大学紹介パンフレットに女性（男性）やセクシュアル・マイノリティの学生・教職員を実際の在籍割合以上に多数掲載する場合は、人権問題として扱ってはどうか。同じ性別の者を差別対策担当者へ自動的に当てることとなり、個人の能力より性別を重視することに繋がると考えられるからである。自らの意思で担当者になるならば、問題が少ないであろう。しかしその場合でも、個人の能力を評価した結果か否かを点検することが望ましいであろう。なお女子学生を増やすため（それにより男子学生も増やすため）広報資料へ女性を多く掲載することが、いわゆる「性の商品化」だと学外者に受け取られないかも、点検してはいかがだろうか。

本学の学生・教員・職員それぞれの男女比が1対1から隔たっていることは望ましくないと考える教職員がいる。しかしキリスト教学校全体で学ぶ学生・生徒の男女比を1対1に近づければ、女子大・女子校の存在ゆえ、本学のような共学校で男子学生の比率が高くなるのは必然である(文献19)。逆に、体格の性差から重労働に就く女性が少なくなり、重労働と限らない大学教職員の女性比率が高くなることも否定できない。男女比が1対1になったとしても、性指向性が男性に向く者と女性に向く者との比率は1対1から隔たる可能性がある。同性愛者内の男女比が1対1から隔たっているという調査結果を、しばしば見るからである。かつセクシュアル・マイノリティの学生は少数派のままかもしれない。ゆえに本学在籍者の男女比を無理に1対1へ近づけることは止め、性に関する悩みを相談できる者は同性と限らないことを学生へ周知し安心させることを、提案する。自分と同じ性別の者が少なくとも安心して生活できる大学、任意の男女比に対応した大学をつくり学生や受験生を安心させることの方が、男女比を揃えるよりも実現性があると考えられる。

上述にかかわらず、特定の性別の者が少数しか進出していない分野へ当該性別の学生が進出を希望するとき、大学は学生を助けることが望ましい。このことは既に多くの教職員が実践していると考えられる。しかし学生が「数合わせ」を目的に異性の多い分野へ進出させられるならば、その学生は進出する目的を見失い苦勞するであろう。また同性が大勢居る分野へ進む学生の中に、内面の特徴が多くの同性と反する者がいる。一見既存の性役割を踏襲していても、内面の特徴を基準にすれば既存の役割を崩すことに貢献している。よって、個々の学生の表向きの性別により性役割が崩れたか否かを判断することは避けるのが良いと考えられる。

男女共同参画について内閣府に届けられた意見の中には「セクシュアル・マイノリティへ配慮せよ」との意見がある。男女共同参画社会の形成に向けて学校は何をなすべきかを記した文献の中にも、性の多様性に配慮することが必要だという意見が見られる(文献20)。

繰り返すが、全国の大学に先駆けて本学が「性の多様性に対応する大学」となることは可能だろうか。男女共同参画社会基本法を忠実に施行する国立大学と異なり、私立大学だからこそ法律以上の良い方策を提案・実施できるのではなかろうか。念のための注意だが、決して国立大学の個々の教職員が男女二元制を支持しているのではない。「セクシュアル・マイノリティらへ配慮をしたいが、性差別防止法が他に見つからない」という理由で、男女二元制的な組織をつくるのであろう(文献21、22、23)。なお男女共同参画関連組織を立ち上げた国立大学内においてもセクシュアル・マイノリティに関する研究や教育を行う研究室があることは、第3章のとおりである。これらの背景の下、全学の教職員の意識をマジョリティもマイノリティも含む「あらゆる性」へ向ける仕組み・組織をつくるのが、他大学との差別化の要点である。

さいごに

筆者は2006年度までの数年間、関西地区の高等専門学校・大学・高等学校・中学校にて勤務していた。そのため本研究は東北地区の人権教育に関する事項を収集しきれずに記された。東北地区・他地区または日本国外の人権教育に関する事項をご存じの方は、筆者にご教示願う。

なお筆者は理系科目に関する研究・教育に長時間を割いているため、人権問題の現場での実地調査・統計調査が不足している。法学の勉強も不足している。筆者の独断箇所に対し、本学の多くの教職員から是非を問うていただきたい。

査読の先生方ならびに本学・他校の学生・生徒の様子をご教示くださった平成20年度工学部機械知能工学科1年生グループ主任小池和雄教授へ感謝の意を表します。

参考文献

- 1) セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク編：セクシュアルマイノリティ第2版同性愛、性同一性障害、インターセックスの当事者が語る人間の多様な性，明石書店（2006）
- 2) 橋本秀雄：男でも女でもない性・完全版 インターセックス（半陰陽）を生きる，青弓社（2004）
- 3) 山内兄人，新井康允編著：性を司る脳とホルモン，コロナ社（2001）
- 4) 藤本征一郎担当編集：性の分化とその異常，新女性医学体系17，中山書店（2002）
- 5) 魚橋慶子：部位別の性別存在を意識した人権教育，大阪府立工業高等専門学校研究紀要，第38巻，43/52（2004）
- 6) 大島俊之：性同一性障害と法，日本評論社（2002）
- 7) 大阪府立大東高等学校人権教育推進委員会，生徒相談室：「両性」から「各性」へ 自分らしく自分の性を生きるために（2005）
- 8) 専修大学：セクシュアル・ハラスメント防止のために（学生版），
http://www.senshu-u.ac.jp/univguide/efforts/com_preventsh/for_prevent/index.html
- 9) 甲南大学カウンセリングセンター学生相談室：Q&A教職員のための学生対応ガイドブック（2004）
- 10) 成田文広：女子総合学園におけるセクシュアル・マイノリティに関わる課題 京女はペニスをつけた女生徒を受け入れられるか，京都女子中学校・京都女子高等学校研究紀要，43号，57/95（1999），
<http://www6.plala.or.jp/fynet/jyosigakuen&minority.htm>
- 11) 大阪大学大学院人間科学研究科：http://lifelong.hus.osaka-u.ac.jp/index_j.html
- 12) クィア学会：<http://queerjp.org/anai.html>
- 13) 服部雄一編著，片山登揚，魚橋慶子，笠松貴宏，川上公仁共著：確率統計入門 わかりやすい応用例で学ぶ，培風館（2008）

- 14) 浅井春夫, 北村邦夫, 橋本紀子, 村瀬幸浩編著: ジェンダーフリー・性教育バッシング, 大月書店 (2003)
- 15) 双風舎編集部編, 上野千鶴子他著: バックラッシュ! なぜジェンダーフリーは叩かれたのか?, 双風舎 (2006)
- 16) 佐倉智美: 性同一性障害の社会学, 現代書館 (2006)
- 17) 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会 (第2回) 議事録 (平成17年3月16日)
<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kansieikyo/gijiroku/ka02-g.html>
- 18) 河北新報社: 仙台市の性別欄削除は122公文書 定例会提案へ, 河北新報 (2004年11月18日)
- 19) キリスト教学校教育同盟: キリスト教学校教育11, 618号 (2008年11月15日), 加盟校 (101法人) 学生・生徒・児童数
- 20) 広岡守穂編集: 男女共同参画社会と学校教育 男女共同参画社会の形成に向けて学校は何をなすべきか, 教育開発研究所 (2002)
- 21) 田村哲樹, 金井篤子編: ポジティブ・アクションの可能性, ナカニシヤ出版 (2007)
- 22) 辻村みよ子, 河上正二, 水野紀子編: 男女共同参画のために 政策提言, 東北大学出版会 (2008)
- 23) 京都大学女性研究者支援センター編: 京都大学男女共同参画への挑戦, 明石書店 (2008)